

尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源ごみの回収活動を行う団体（以下「回収団体」という。）に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用を図るとともに環境保全活動及び地域貢献活動に資することを目的とする。

(対象資源ごみ)

第2条 奨励金の対象となる資源ごみは、紙類、布類、缶類、その他再生利用が可能な物とする。

(回収団体)

第3条 回収団体は、市民で組織する営利を目的としない団体とする。

2 回収団体は、資源ごみ回収団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは資源ごみ回収団体登録通知書（第2号様式）を回収団体に交付するものとする。

4 回収団体は、登録事項の変更があったとき、又は活動を廃止する場合は、登録事項変更・廃止届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

5 回収団体の登録は、年度ごとに更新しなければならない。

(回収事業者の登録)

第4条 回収団体の資源回収をおこなう事業者は、資源回収事業者登録申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは資源回収事業者登録通知書（第4号様式）を事業者（以下「登録事業者」という。）に交付するものとする。

3 登録事業者は、登録事項の変更があった時、又は事業を廃止する場合は、登録事項変更・廃止届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(資源ごみの処理)

第5条 回収団体が回収した資源ごみは、登録事業者が回収するものとする。

(回収団体奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、資源ごみ1kgにつき3円とする。ただし、合計金額に100円未満の端数があるときは、100円として取り扱う。

2 回収団体が各戸から自ら回収(以下「自主回収」という。)したときは、前項の奨励金の額に対し資源ごみ1kgにつき1円を加えた金額とする。

(回収団体への奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付申請は、資源ごみ回収団体活動奨励金交付申請書(第6号様式)及び資源ごみ回収内訳書(第7号様式)に、登録事業者が発行する回収量を記した伝票を、自主回収を実施している回収団体にあつては、自主回収を実施している写真を添え、次の時期に市長に提出するものとする。

(1) 4月から9月までの回収活動分 10月

(2) 10月から3月までの回収活動分 3月

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査のうえ奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けたものが、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は不相当と認められる事態が生じたときは、回収団体、登録事業者の登録を取り消すとともに、奨励金の返還を求めることができる。

(環境保全活動及び地域貢献活動実施報告)

第10条 回収団体は、奨励金の交付申請と併せて環境保全活動及び地域貢献活動実施報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

資源ごみ回収団体登録申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

団体名		
代 表 者	住所	〒488-
	氏名	
	電話	() -

尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、回収団体として登録を申請します。

記

1 会 員 数 _____人（子ども会の場合は、子供の人数）

2 回収活動計画 実施予定の月及び回数

.....
.....[計_____回]

3 予 定 回 収 方 法 1. 自主回収（回収予定日を記入はする必要ありません。）
（数字に○をつけてください） 2. 業者回収（回収予定日を記入してください。）

_____ 第 ・ 曜日、第 ・ 曜日

3. 1.と2.の併用（回収予定日を記入してください。）

_____ 第 ・ 曜日、第 ・ 曜日

※市の回収日となるべく間隔をおいた日程で、設定してください。

※1の自主回収とは、回収団体が各戸から自ら回収する方法をいう。2の業者回収は自主回収以外の方法をいう。

4 環境保全活動及び地域貢献活動実施計画 実施予定の事業

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

尾張旭市資源ごみ回収団体登録通知書

（資源ごみ回収団体） 御中

尾張旭市長

年 月 日付で申請のありました資源ごみ回収団体の登録につきまして尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、適当であるので、申請のとおり登録します。

なお、登録事項に変更が生じたとき、または活動を廃止したときは、速やかに登録事項変更・廃止届によりその旨を届け出てください。

1 資源ごみ回収団体登録番号

2 登録年月日

年 月 日

第3号様式（第4条関係）

尾張旭市資源回収事業者登録申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、資源回収事業者として登録を申請します。

記

1 事業所の詳細

事業者名称	
代表者氏名	
所在地	
連絡先	Tel () -
回収品目	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ、段ボール、アルミ缶、スチール缶、空きビン、古着・布類、牛乳パック、その他 ()

2 資源回収申込の連絡先

申込担当 氏 名	
住 所	
申込連絡先	Tel () - FAX () - e-mail:

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

尾張旭市資源回収事業者登録通知書

（資源回収事業者） 御中

尾張旭市長

年 月 日付で申請のありました資源回収事業者の登録につきまして尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、適当であるので、申請のとおり登録します。

なお、登録事項に変更が生じたとき、または回収業務を廃止したときは、速やかに登録事項変更・廃止届によりその旨を届け出てください。

1 資源回収事業者登録番号

2 登録年月日

年 月 日

第5号様式（第3条・第4条関係）

登録事項変更・廃止届

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所・所在地 _____
登録団体名
(登録事業者名) _____
代表者氏名 _____
電 話 _____

尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第3条第4項・第4条第3項の規定に基づき、登録事項を変更・廃止しましたので届けます。

記

変更内容

	変 更 前	変 更 後
名 称		
代表者氏名		
住所・所在地		
連絡先		
会員数		
申込担当 氏 名		
住 所		
申込連絡先		

第6号様式（第7条関係）

資源ごみ回収団体活動奨励金交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

団体名		
代表者	住所	
	氏名	
	電話	() -

尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、奨励金の交付を申請します。

記

1 回収実施年月日	計 回	詳しくは別添「資源ごみ回収内訳書」による
2 回 収 量	計	kg
3 奨励金交付申請額	金	円
4 回収事業者発行伝票	別添のとおり (枚)	

※注 回収事業者発行伝票は、回収品目・回収量が記入してあるもので、原本を添付するものとする。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

資源ごみ回収内訳書

1 資源回収事業者名

2 実施日ごとの数量

回収実施年月日	数量 (kg)	備考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
合計		

※ 自主回収の場合は備考に「自主回収」と記入し、当日の回収状況がわかる実施日ごとの写真と住民に配布したちらしを添付してください。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

環境保全活動及び地域貢献活動実施報告書

尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、環境保全活動及び地域貢献活動の実績を報告します。

実施内容

実施事業名			
実施年月日	年 月 日	参加人員	
実施内容の説明			
実施事業名			
実施年月日	年 月 日	参加人員	
実施内容の説明			
実施事業名			
実施年月日	年 月 日	参加人員	
実施内容の説明			
実施事業名			
実施年月日	年 月 日	参加人員	
実施内容の説明			